

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六―八八）の一部を次のように改正する。

第三条中「合計額」の下に「（法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、給料の月額。第五条第二項において同じ。）」を加える。

第六条を次のように改める。

第六条 一般職員給与条例第十条の二の二第二項及び警察職員給与条例第十七条の三第二項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公庫、公団等の職員（人事委員会の定めるものに限る。）

二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定による採用をされた者

2 一般職員給与条例第十条の二の二第二項及び警察職員給与条例第十七条の三第二項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなった職員とする。

3 一般職員給与条例第十条の二の二第二項及び警察職員給与条例第十七条の三第二項の新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、その特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員とする。

4 一般職員給与条例第十条の二の二第二項及び警察職員給与条例第十七条の三第二項の一般職員給与条例第十条の二の二第一項及び警察職員給与条例第十七条の三第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）

第二条第三項第一号に規定する職員派遣（以下「職員派遣」という。）から職務に復帰し、特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転した職員

二 法第二十二条の四第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転したもの

三 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前三年以内に国家公務員、地方公務員若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、職員派遣から職務に復帰し、又は法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転したもの

四 法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在

勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、一般職員給与条例第十条の二の二第二項又は警察職員給与条例第十七条の三第二項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち前項に規定する職員に該当するもの

五 法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に一般職員給与条例第十条の二の二第一項若しくは第二項又は警察職員給与条例第十七条の三第一項若しくは第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

5 一般職員給与条例第十条の二の二第二項及び警察職員給与条例第十七条の三第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国家公務員、地方公務員若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員、前項第一号に規定する職員又は前項第二号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日、職務に復帰した日又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

二 第三項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第三号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日、職務に復帰した日又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第五号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第六号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（改正後の人事委員会規則六―八八における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。次条第一項にお

いて「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された暫定再任用職員（次項及び次条において「暫定再任用職員」という。）は、法第二十二條の四第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則六―八八（以下「改正後の規則六―八八」という。）第三条、第五条、第六条第四項第二号から第五号まで及び第五項（第六号を除く。）の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後の規則六―八八第六条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項第二号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項まで」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第五号まで並びに同条第五項第一号及び第三号中「法第二十二條の四第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和三年改正法附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特勤手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条 改正後の規則六―八八第六条第四項第二号及び第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定（以下この条において「法第二十二條の四第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の規則六―八八第六条第四項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則六―八八第六条第四項第五号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた一般職員給与条列第十條の二の二第一項又は第二項並びに警察職員給与条列第十七條の三第一項又は第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。